

2016年度事業報告書

2016年4月1日～2017年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 事業の成果

2016年度は、消費者裁判手続特例法の施行にあわせ、特定適格消費者団体の認定申請を行い、12月27日に第一号の特定適格消費者団体として認定を受けることができました。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。新たな裁判外の申入れは9件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善の経過または結果について、8件を公表しました。設立以来の累計では、84件で是正をはかることができました。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	ワーキンググループ(以下「WG」と表記)を開催し、消費者被害情報に基づき約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について、その不当性を検証。不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第1WG	千代田区 主婦会館 プラザエフ		その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	3,650千円
		5/9		10		
		6/22		10		
		7/26		10		
		8/30		9		
		9/29		9		
		11/1		9		
		12/7		10		
		第2WG				
		4/27		10		
		6/6		10		
		7/7		10		
		8/9		11		
		9/21		11		
		10/31		11		
		12/1		10		
		確認WG				
		4/26		10		
		7/1		6		
		8/26		9		
9/30	8					
11/4	7					
12/5	8					
検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(不動産賃貸借)	7/5	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		8/31		5		
		10/11		5		
		11/14		5		
		1/17		5		
		3/9		4		
		(がん保険)				
		5/25		10		
		6/30		7		
		8/29		11		
		10/19		12		
		11/28		8		

		(建築請負) 4/22 6/7 7/8 8/9 9/23 10/4 10/24 11/18 12/19 1/26 2/28 3/16		5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
		(ペット) 4/14 7/22 1/26		6 6 5		
		(第1検討チーム) 1/16 2/17 3/14		9 10 9		
		(第2検討チーム) 1/25 2/27 3/30		10 10 10		
	被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。	1/27 2/22 3/23	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 11	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	委任前弁護団会議 差止請求訴訟及び消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)	7/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①ワーキンググループ及び検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	4/27 5/23 6/21 7/22 8/29 10/3 11/10 12/14 1/18 3/6	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5 5 4 5 5 5 5 5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	ワーキンググループ(以下「WG」と表記)を開催し、消費者被害情報に基づき	第1WG 9/29 11/1 12/7	千代田区主婦会館プラザエフ	9 9 10	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,454千円

約款、勧誘行為、及び広告 その他表示等について、その不当性を検証。不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	第2WG 9/21 10/31 12/1		11 11 10				
	確認WG 9/30 11/4 12/5		8 7 8				
検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(不動産賃貸借) 10/11 11/14 1/17 3/9	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5 5 4	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ			
	(がん保険) 10/19 11/28		12 8				
	(建築請負) 9/23 10/4 10/24 11/18 12/19 1/26 2/28 3/16		5 5 5 5 5 5 5				
	(ペット) 1/26		5				
	(第1検討チーム) 1/16 2/17 3/14		9 10 9				
	(第2検討チーム) 1/25 2/27 3/30		10 10 10				
	被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。		1/27 2/22 3/23		千代田区 主婦会館 プラザエフ	9 9 11	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
	委任前弁護団会議 差止請求訴訟及び消費者契約法41条にもとづく差止め請求の要否、内容等を検討した。(訴訟提起に至った際には、当該事案の弁護団に移行する。)		9/20 12/8		千代田区 主婦会館 プラザエフ	8 9	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ

	<p>検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。</p>	<p>10/3 11/10 12/14 1/18 3/6</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>5 5 5 5 5</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	
<p>(3) 被害回復関係業務を実施する事業</p>	<p>検討チーム 提供を受けた情報について調査し、被害回復訴訟の可否等を検討した。</p>	<p>(建築請負) 1/26 2/28 3/16</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>5 5 5</p>	<p>対象となる事案で被害を受けた消費者</p>	<p>966千円</p>
		<p>(リゾート会員権) 2/16 2/23 3/13 3/27</p>		<p>8 12 13 11</p>		
		<p>(第1検討チーム) 1/16 2/17 3/14</p>		<p>9 10 9</p>		
		<p>(第2検討チーム) 1/25 2/27 3/30</p>		<p>10 10 10</p>		
	<p>被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定する。</p>	<p>1/27 2/22 3/23</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>9 9 11</p>	<p>対象となる事案で被害を受けた消費者</p>	
	<p>検討事案選定会議 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。</p>	<p>1/18 3/6</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>5 5</p>	<p>対象となる事案で被害を受けた消費者</p>	
<p>(4) 消費者被害の調査・研究事業</p>	<p>第21回適格消費者団体連絡協議会 全国の適格消費者団体及び適格認定を目指す消費者団体が活動推進の為情報交換を行った。</p>	<p>9/10 -9/11</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>18</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	<p>1,061千円</p>
	<p>事案検討参加者交流会 ①年度事業計画に関する協議 ②各検討チーム等の活動状況の共有化 等</p>	<p>3/29</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>29</p>	<p>その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ</p>	<p>155千円</p>
<p>(5) 被害者への支援事業</p>	<p>情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>0千円</p>

(6) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	不特定多数の消費者ならびに当法人会員	259千円
	総会記念企画講演会「消費者行政の今日的な課題と適格消費者団体への期待」	6/14	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は90名	45千円
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー 「景品表示法(課徴金)セミナー」 「消費者法制の基礎セミナー」 「個人情報保護法の改正点を学ぶ」	7/13	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	事業者を中心にのべ85名参加	409千円
		10/26		7		
		2/23		6		
(8) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0千円
(9) 政策提言事業	医療情報の提供のあり方について検討する会議 厚生労働省の検討委員会に、意見書と医療機関のウェブサイト表示の問題事例をまとめ、提出した。	4/19 4/28	千代田区 主婦会館 プラザエフ	6 6	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	131千円
(10) その他事業	新制度活用準備チーム 特定適格消費者団体の認定申請後、被害回復訴訟制度を活用するための実務準備をすすめた。	10/24 11/30 1/23 2/23 3/27	千代田区 主婦会館 プラザエフ	13 12 13 14 14	対象となる事案で被害を受けた消費者	410千円

(参考) 2016年8月24日に施行された改定定款の事業と事業内容の区分について

(1) 2016年9月～12月

旧定款による事業内容の事業別区分		改定定款による事業内容の事業別区分	
事業名	事業内容	事業名	事業内容
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議	(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議
	検討チーム		検討チーム
	ワーキンググループ		ワーキンググループ
	委任前弁護団会議		
(2) 差止請求権を行使する事業等	差止請求訴訟	(2) 差止請求関係業務を実施する事業	検討事案選定会議
			事案別検討チーム
			ワーキンググループ
			委任前弁護団会議
			差止請求訴訟

(2) 2017年1月～

改定定款による事業内容の事業別区分	
事業名	事業内容
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定会議
	検討チーム
	被害情報対応委員会
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	検討事案選定会議
	検討チーム
	被害情報対応委員会
	委任前弁護士会議
	差止請求訴訟
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	検討事案選定会議
	検討チーム
	被害情報対応委員会
	委任前弁護士会議
	被害回復訴訟手続